

法律相談報告書

1 相談日時

令和4年6月27日 13時20分～13時40分

2 出席者

企画政策課 河本課長、比嘉係長、北村係員
総務部総務課 藤田弁護士、武田係長、橋本係員

3 相談事項

光熱水費の増額に伴う指定管理者への対応について

4 相談結果

リスク分担表が、指定管理者に対し、公序良俗に反するような過大な負担を押し付けるものでないのであれば、原則有効であり、指定管理者に光熱水費等の変動に伴う経費増加の負担を求めても不当であるとは言えない。経費増加分を市が負担するとすれば、経費増加が指定管理者の収支計画にどの程度影響を与えるものかを個別に検討して、必要であれば政策的な判断の下、補助を行うということになる。

利用料金制を導入しておらず、使用料から収益を得ていない指定管理者についても、市から支払われる指定管理料から光熱水費等の経費を負担していることから、同様に指定管理者が負担することとなる。

宝塚市立スポーツセンター及び宝塚市立末広体育館の管理運営に関する基本協定書（以下「スポーツセンター基本協定書」という。）中のリスク分担における、「収支計画に多大な影響を及ぼす場合」に該当するかについては、光熱水費単独で見れば、増額の幅は非常に大きい。収支計画全体に大きな影響を与える程でなければ、上記と同様に指定管理者に負担を求める形で問題ないかと考える。なお、スポーツセンター基本協定書第26条に、市又は指定管理者から指定管理料の変更の申出があった際、両者協議しなければならない旨が規定されているので、協議を行う必要はあると考える。

→他の基本協定書に指定管理料の変更の際し、協議を行う旨の規定がないか確認する。

5 その他

指定管理者との基本協定において、各課独自で基本協定書を作成している場合、市としての統一的な対応に支障が生じるおそれがあるため、指定管理者との基本協定書の標準様式の導入を検討されたい。

担当部課	企画経営部 企画政策課	担当者	河本、比嘉
相談事項	コロナ禍における原油価格・物価高騰に係る指定管理施設への補填について		
相談内容			
<p>国の「コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」」において、「コロナ禍において原油価格や電気・ガス料金を含む物価の高騰の影響を受けた生活者や事業者の負担の軽減を、地域の実情に応じ、きめ細やかに実施できるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を拡充」等とされたことを踏まえ、新たに「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」が創設され、本市においても原油価格・物価高騰に直面する市民や市民生活に影響がある事業者、原油価格・物価高騰の影響を受けている事業者等への支援を行うこととしています。</p> <p>また、指定管理者制度を導入している公の施設についてもコロナ禍における原油価格・物価高騰の影響を受けており、一定の支援の必要性を感じているところですが、宝塚市指定管理者制度運用方針に定めるリスク分担標準例(別紙1参照)においては、「物価等の変動」の「人件費、物品費、光熱水費等の変動に伴う経費の増」は指定管理者の負担としています(リスク分担は市と指定管理者が締結する基本協定書の中で定める事項です)。</p> <p>この背景には、本市では利用料金制の積極的な活用により、指定管理者の経営努力によって収入を上げるというインセンティブを与える一方で、日々変動する物価等については指定管理者のリスクとするという考えがあります。(下記参考1、2参照)</p> <p>「物価等の変動」の「人件費、物品費、光熱水費等の変動に伴う経費の増」は契約上指定管理者の負担であり、市が負担する必要はないと認識していますが、今般の原油価格・物価高騰による料金の値上げがリスク分担で想定している「物価等の変動」の範囲内にあたるかどうかという視点を踏まえ、以下の項目について法的な見地からご助言くださいますようお願いいたします。</p> <p>【参考】</p> <p>1 利用料金制度の活用</p> <p>本市では以下のとおり、利用料金制の積極的な活用を図っています。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>利用料金制は、本来市に納付されるべき公の施設の使用料(公金)を利用料金として指定管理者が代わって収受し、その施設の運営に要する必要経費に充当させるものであり、利用料金は条例の範囲内で指定管理者が定めるものとしている。したがって、利用料金制は本市の会計事務の省力化に効果があるとともに、指定管理者が経営努力によって収入を上げるためのインセンティブにもなりうる。</p> <p>また、経営努力により生じた利益をさらなるサービス向上に還元することが期待できるものであり、積極的な活用を図るものとする。</p> </div>			

2 指定管理料に余剰金が生じた場合の取扱い

適正な管理運営のもと、当該年度の指定管理料に、コスト削減や利用料金収入の増などで生じた余剰金は、より効果的で効率的なサービス提供につながるインセンティブに配慮し、原則、指定管理者に帰属するものとする。ただし、以下の場合については、今後の指定管理料の減額を含め、指定管理者と協議の上、余剰金の配分について決定することとする。

- (ア) 指定管理業務の範囲、適正性及び収支状況からみて、余剰金が過大と認められる場合
- (イ) 事業計画等で規定した事業を実施しなかったり、協定で定めた事業の実施回数を下回ったりするなど、指定管理者の努力によらず余剰金が発生した場合
- (ウ) 協定時に見込まれていない特段の事情の変更により余剰金が発生した場合

【質問事項】

<全体的な考えについて>

- ① 今般の原油価格・物価高騰においても、基本協定書のリスク分担で「物価等の変動」の「人件費、物品費、光熱水費等の変動に伴う経費の増」を指定管理者の負担としている場合、値上がり幅や高騰期間にかかわらず、契約上、市は当該経費の増について一切負担する必要はないという理解で問題ないでしょうか。
- ② ①で負担せず、指定管理者と係争になった場合、訴訟における市の優位性はどれほどでしょうか。
- ③ 仮に、今般の原油価格・物価高騰の影響度合いが「想定範囲外」であり、市が一定負担する必要があるならば、リスク分担上、市の負担割合はどの程度が妥当でしょうか。

<個別案件について>

- ④ 宝塚市立スポーツセンター（以下「スポーツセンター」という。）及び宝塚市立末広体育館の指定管理におけるリスク分担については、「物価等の変動」の「人件費、物品費、光熱水費等の変動に伴う経費の増」を指定管理者の負担とする一方で、「収支計画に多大な影響を及ぼす場合」は「協議事項」としています（別紙2参照）。スポーツセンターにおける令和3年3月及び令和4年3月のガス代及び電気代は下表のおとりであり、ガス代で約78万円（対前年同月202.2%）、電気代で約53万円（対前年同月125.8%）の増となっており、現在もこの状況が続いています。原油価格・物価高騰がいつまで続くか不明ですが、このままの推移では年間で1,000万円以上の増となる可能性があります。

このような状況であれば、「収支計画に多大な影響を及ぼす場合」に該当し、指定管理者と協議する必要があるのでしょうか。または上記①同様、指定管理者の負担と見なして問題ないでしょうか。（宝塚市スポーツ振興公社（指定管理者）のR4収支予算書は別紙3参照）

スポーツセンター	R3.3月	R4.3月	増	対前年同月
ガス代	765,931円	1,548,389円	782,458円	202.2%
電気代	2,050,305円	2,579,283円	528,978円	125.8%

表1 リスク分担 標準例

項 目		市	指定 管理者
物価等の変動	人件費、物品費、光熱水費等の変動に伴う経費の増		○
金利の変動	金利の変動に伴う経費の増		○
需要の変動	利用者の減少		○
資金の調達	運営上必要な初期投資、資金の確保に関するもの		○
	指定管理料の支払遅延（市→指定管理者）によるもの	○	
	経費の支払遅延（指定管理者→業者等）によるもの		○
法令の変更	施設の管理運営に影響を及ぼす変更	○	
	指定管理者に影響を及ぼす変更		○
税制の変更	施設の管理運営に影響を及ぼす変更（消費税等）	○	
	一般的な変更（法人税等）		○
政治、行政的な理由による事業変更	政治、行政的な理由から、施設の管理運営の継続に支障が生じた場合、または業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事情による増加経費負担	○	
運営リスク	不可抗力に伴う臨時休館等 ※不可抗力とは、暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、騒乱、暴動などの市又は指定管理者の責めに帰すことができない自然的又は人為的現象のこと。以下、同様とする	○	
	施設等の管理上の瑕疵に係る臨時休館等		○
	改修、修繕、保守点検等による施設等の一部の利用停止		○
	地域との協調		○
	施設管理や業務内容に対する市民及び利用者からの要望及び苦情への対応		○
施設、設備の損傷	不可抗力に伴うもの	○	
	施設等の管理上の瑕疵によるもの		○
	第三者の行為によるもので相手方が特定できないもの		協議事項※
	上記以外の事由によるもの		協議事項※
備品、消耗品の損傷	不可抗力に伴うもの	○	
	指定管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		○
	第三者の行為によるもので相手方が特定できないもの		協議事項※
	上記以外の事由によるもの		協議事項※
利用者等への損害賠償	施設等の管理上の瑕疵による損害、指定管理者としての注意義務を怠ったことによる損害		○
	個人情報の漏洩による損害		○
	上記以外の事由による損害		協議事項※
書類の誤り	管理業務仕様書等の市が責任を持つ書類の内容の誤りによるもの	○	
	事業計画書等の指定管理者が提案した書類の内容の誤りによるもの		○
保安	警備の不備、不足等による情報漏洩や犯罪の発生		○
指定管理終了時の費用	指定管理期間が終了したとき又は期間の途中において業務を廃止した場合における指定管理者の撤収費用（原状復帰経費を含む）		○

※協議事項については、事案ごとの原因により判断するが、第一次責任は指定管理者が有するものとする。

宝塚市立スポーツセンター及び宝塚市立末広体育館の 管理運営に関する基本協定書

宝塚市（以下「甲」という。）と公益財団法人宝塚市スポーツ振興公社（以下「乙」という。）とは、宝塚市立スポーツセンター及び宝塚市立末広体育館（以下「スポーツセンター」という。）の管理運営に当たり、次のとおり基本協定を（以下「本協定」という。）締結する。

第1章 総 則

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が相互に協力し、スポーツセンターを適正かつ円滑に管理運営するために必要な基本事項を定めることを目的とする。

（公共性の趣旨の尊重）

第2条 乙は、スポーツセンターの設置目的、指定管理者の指定の意義及び第9条に規定する本業務の実施に当たって求められる公共性を十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

（信義誠実の原則）

第3条 甲及び乙は、互いに協力し信義を重んじ、本協定を誠実に履行しなければならない。

（用語の定義）

第4条 本協定で用いる用語の定義は、別紙1のとおりとする。

（管理物件）

第5条 甲は、宝塚市立スポーツ施設条例（平成17年宝塚市条例第41号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、乙に次に掲げる物件の管理を行わせる。

(1) 名称及び所在地 宝塚市立スポーツセンター 宝塚市小浜1丁目1番11号

宝塚市立末広体育館 宝塚市末広町3番77号

(2) 対象物件 指定管理者が行う管理業務（以下「本業務」という。）の対象となる物件（以下「管理物件」という。）は、別表1に示す管理施設と管理物品からなる。管理物品の内容は、甲が別途示す備品台帳のとおりとする。

2 乙は、善良なる管理者の注意を持って管理物件を管理しなければならない。

3 乙は、甲が認めた場合を除き、本業務を履行する目的以外で施設を使用してはならない。

（指定管理者の指定の意義）

第6条 甲及び乙は、スポーツセンターの管理運営に関して甲が指定管理者を指定することの意義が、地域住民等に対する施設サービスの効果及び効率を向上させ、もって地域の福祉の一層の増進を図ることにあることを確認する。

（指定期間）

第7条 スポーツセンターの管理運営に係る指定期間は、2019年4月1日から2024年3月31日までとする。

2 本業務に係る会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（本協定の有効期間）

第8条 本協定の有効期間は、協定締結日から、指定期間が満了したとき、又は指定を取り消されたときまでとする。

（本業務の範囲及び業務実施条件）

第9条 条例第19条各号に掲げる業務の範囲及び業務実施条件は、甲が示す宝塚市立スポーツセンター・末広体育館指定管理者募集要項（以下「募集要項」という。）及び宝塚市立スポーツセンター・末広体育館指定管理者が行う業務の概要（以下「業務の概要」という。）に基づ

くものとする。

2 前項の業務の細目は、別添の宝塚市立スポーツセンター・宝塚市立末広体育館指定管理者が行う業務仕様書に定めるとおりとする。

(本業務の実施)

第10条 乙は、本協定、年度協定、条例、宝塚市立スポーツ施設条例施行規則（平成17年宝塚市教育委員会規則第5号）及びその他関係法令等のほか、募集要項、業務の概要等及び事業計画書に従って本業務を実施するものとする。

2 本協定、募集要項、業務の概要等及び事業計画書の間には矛盾又は齟齬がある場合は、本協定、募集要項、業務の概要、事業計画書の順にその解釈が優先されるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、事業計画書にて業務の概要を上回る水準が提案されている場合は、事業計画書に示された水準によるものとする。

(責任者の配置)

第11条 乙は、本業務を円滑かつ適正に履行するため、責任者を配置しなければならない。

(第三者による実施)

第12条 乙は、本業務を第三者に再委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合は、あらかじめ甲に届け出なければならない。

2 乙が本業務の一部を第三者に実施させる場合は、すべて乙の責任及び費用において行うものとし、本業務に関して乙が使用する第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用については、すべて乙の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用とみなして、乙が負担するものとする。

(管理施設の修繕等)

第13条 指定期間中、管理施設の修繕、改修工事及び備品の修繕については、別表2のとおりとする。ただし、甲が実施すべき修繕や改修等についても、甲の承認を得た場合、乙は自己の費用と責任において実施することができる。

(緊急時の対応)

第14条 指定期間中、本業務の実施に関連して事故や災害等の緊急事態が発生した場合、乙は速やかに必要な措置を講じるとともに、甲を含む関係者に対して緊急事態発生を旨を通報しなければならない。

2 事故等が発生した場合、乙は甲と協力して事故等の原因調査に当たるものとする。

(情報管理)

第15条 乙又は本業務に従事する者は、本業務の実施によって知り得た秘密及び甲の行政事務等で一般に公開されていない事項を外部へ漏らし、又は他の目的に使用してはならない。指定期間が満了し、若しくは指定を取り消された後においても同様とする。

2 乙及び本業務に従事する者は、本業務を開始する際に、前項の内容を遵守することを誓約した書類を作成し、甲へ提出しなければならない。

3 乙は、本業務において取り扱う個人情報の保護に関しては、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、宝塚市個人情報保護条例（平成17年宝塚市条例第54号）の規定を遵守しなければならない。

4 個人情報の取扱については、前項によるほか、別紙2「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(情報公開)

第16条 乙は、本業務に関して宝塚市情報公開条例（平成12年宝塚市条例第50号）の趣旨にのっとり、情報公開を行うため必要な措置を講じるよう努めるものとする。

2 乙は、本業務に関して甲のする情報公開に協力をしなければならない。

第2章 備品等の扱い

(甲による備品等の貸与)

第17条 甲は、指定期間中、甲が示す備品台帳に記載されている備品及び物品を無償で乙に貸与する。

2 乙は、指定期間中、前項に定める備品及び物品を常に良好な状態に保つものとする。

(予約システムの貸与)

第18条 甲は、乙を指定管理者に指定する期間、本業務を行うために利用する宝塚市施設予約システム(以下「予約システム」という。)は、乙に無償で貸与する。

2 甲及び乙は、予約システムの利用に係るセキュリティに関する覚書を別途取り交わすものとする。

(乙による備品等の購入等)

第19条 乙は、第17条に定めるもののほか、乙の負担により備品及び物品を購入又は調達し、本業務実施のために供することができるものとする。

2 乙は、乙の経費で備品を購入した場合には、甲が示す備品台帳とは別の備品管理簿により管理することとする。

第3章 業務実施に係る甲の確認事項

(事業計画書)

第20条 乙は、毎年度甲が指定する期日までに事業計画書を提出し、甲の確認を得なければならない。

2 甲及び乙は、事業計画書を変更しようとするときは、甲と乙の協議により決定するものとする。

(事業報告書)

第21条 乙は、毎月10日までに前月の本業務に関し、次の各号に示す事項を記載した月次事業報告書を提出し、甲の確認を得なければならない。

- (1) スポーツセンターの管理業務の実施状況
- (2) スポーツセンターの利用件数及び利用者数
- (3) 利用料金の収入状況(利用料金の減免件数及び金額を含む。)
- (4) 予算執行状況
- (5) 提案事業及び自主事業の実施状況
- (6) その他(入館者等からの意見及び要望等とその対応状況、研修実施報告など)

2 乙は、毎年度終了後2カ月以内に前年度の本業務に関し、次の各号に示す事項を記載した年次事業報告書を提出し、甲の確認を得なければならない。

- (1) スポーツセンターの管理業務の実施状況
- (2) スポーツセンターの利用件数、利用者数及び利用登録者数(個人及び団体)
- (3) 利用料金の収入状況(利用料金の減免件数及び金額を含む。)
- (4) 収支計算書
- (5) スポーツセンターの利用状況の分析報告
- (6) 提案事業及び自主事業の実施状況
- (7) スポーツセンターの管理運営に関する自己評価
- (8) その他(入所者等からの意見及び要望等とその対応状況、研修実施報告など)

3 乙は、甲が第41条から第43条までの規定に基づき、年度途中において乙に対する指定管理者の指定を取り消した場合には、指定が取り消された日から30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

4 甲は、必要があると認めるときは、事業報告書の内容又はそれに関連する事項について、乙に対して報告書又は口頭による説明を求めることができるものとする。

5 乙は、事業報告に当たり改善が必要な場合、甲乙協議の上、改善策を提示する。

(会議への出席等)

第22条 乙は、甲の求めに応じて、会議等に出席しなければならない。また、甲から資料の提出や報告等を求められた場合は、合理的な理由がある場合を除いてその申出に応じなければならない。

(業務実施状況の確認と改善勧告)

第23条 甲は、指定期間中、事業報告書の確認のほか、乙による業務実施状況を確認することを目的として、随時、管理物件へ立ち入ることができる。また、甲は、乙に対して本業務の実施状況や本業務に係る管理経費等の収支状況等について説明を求めることができる。

2 乙は、甲から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由がある場合を除いてその申出に応じなければならない。

3 第21条の事業報告書の確認及び第1項による確認の結果、乙による業務実施が業務の概要等、甲が示した条件を満たしていない場合は、甲は乙に対して業務の改善を勧告するものとする。

4 乙は、前項に定める改善勧告を受けた場合は、速やかにそれに応じ、その内容を報告するものとする。

(施設利用者アンケート等の実施)

第24条 乙は、施設利用者の利便性の向上等の観点から、アンケート等により、施設利用者の意見及び要望等を聴取し、その結果及び業務改善の状況について甲に報告するものとする。

第4章 指定管理料及び利用料金

(指定管理料の支払い)

第25条 甲は、本業務実施の対価として、予算の範囲内で、乙に対して指定管理料を支払う。

2 甲が乙に対して支払う指定管理料の金額、支払い方法、支払時期については、別途「年度協定」に定めるものとする。

(指定管理料の変更)

第26条 甲又は乙は、指定期間中に賃金水準又は物価水準の変動により当初合意された指定管理料が不相当となったと認めるときは、相手方に対して通知をもって指定管理料の変更を申し出ることができるものとする。

2 甲又は乙は、前項の申出を受けた場合は、協議に応じなければならない。

3 変更の要否や変更金額等については、前項の協議により決定するものとする。

(指定管理料の減額)

第27条 甲は、乙が業務の一部を履行しないとき、又は業務の履行が不完全であるときは、指定管理料からその不履行又は不完全部分に相当する金額を減額することができる。この場合において、甲が損害を受けたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。

(指定管理料の精算)

第28条 第25条第2項により定めた指定管理料は、当該年度における管理運営に要した経費及び利用料金その他の収入に増減があっても、精算しないものとする。

(利用料金収入の取扱い)

第29条 指定期間中、スポーツセンターに係る利用料金は、条例第10条第3項の規定に基づき、乙の収入とする。

2 乙は、徴収した利用料金については、必要な帳簿を作成する。

(利用料金の決定及び改定)

第30条 利用料金の額は、指定開始日までに市長の承認を得て乙が、条例第10条第2項に規定する利用料金の範囲内において定めるものとする。

2 利用料金の額の決定及び改定については、必要に応じて甲と乙で協議し、事前に市長の承認を得るものとする。

第5章 損害賠償及び不可抗力

(損害賠償等)

第31条 乙は、乙の故意又は過失により管理物件を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を甲に賠償しなければならない。ただし、甲が特別の事情があると認めたときは、甲は、その全部又は一部を免除することができるものとする。

(第三者への賠償)

第32条 本業務の実施において、乙に帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき事由又は甲乙双方の責めに帰すべきことができない事由による場合は、その限りでない。

2 甲は、乙の責めに帰すべき事由により発生した損害について第三者に対して賠償した場合、乙に対して、賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。

(リスク分担)

第33条 管理業務を行うに当たり、想定されるリスクの分担については、別表3のとおりとする。

2 前項に定める事項で疑義がある場合又は前項に定める事項以外の不測のリスクが生じた場合は、甲乙協議の上リスク分担を決定するものとする。

(保険)

第34条 スポーツセンターの管理運営において付保することが必要な保険の取扱については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。なお、火災保険と施設賠償責任保険については甲が加入する。

(不可抗力発生時の対応)

第35条 不可抗力が発生した場合、乙は、不可抗力の影響を早期に除去すべく必要な対応措置をとり、不可抗力により発生する損害・損失及び増加費用を最小限にするよう努力しなければならない。

(不可抗力によって発生した費用等の負担)

第36条 不可抗力の発生に起因して乙に損害・損失や増加費用が発生した場合、乙は、その内容や程度の詳細を記載した書面を持って甲に通知するものとする。

2 甲は、前項の通知を受け取った場合、損害状況の確認を行った上で甲と乙の協議を行い、不可抗力の判定や費用負担等を決定するものとする。

(不可抗力による一部の業務実施の免除)

第37条 前条第2項に定める協議の結果、不可抗力の発生により本業務の一部の実施ができなくなったと認められた場合、乙は不可抗力により影響を受ける限度において本協定に定める義務を免れるものとする。

2 乙が不可抗力により業務の一部を実施できなかった場合、甲は、乙との協議の上、乙が当該業務を実施できなかったことにより免れた費用分を指定管理料から減額することができるものとする。

第6章 指定期間の満了

(業務の引継ぎ等)

第38条 乙は、本協定の終了に際し、甲又は甲が指定するものに対し、本業務の引継ぎ等を行わなければならない。

2 甲は、必要と認める場合には、本協定の終了に先立ち、乙に対して甲又は甲が指定するものによる管理施設の視察を申し出ることができるものとする。

3 乙は、甲から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由のある場合を除いてその申出に応じなければならない。

(原状回復義務)

第39条 乙は、本協定の終了までに、指定開始日を基準として管理物件を原状に回復し、甲に対して管理物件を明け渡さなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、甲の認めた場合には、乙は管理物件の原状回復は行わずに、別途甲が定める状態で甲に対して管理物件を引き渡すことができるものとする。

(備品の扱い)

第40条 本協定の終了に際し、備品の扱いについては、次のとおりとする。

(1) 第17条第1項に定める備品については、乙は、甲又は甲が指定するものに対して引き継ぎを行わなければならない。

(2) 第19条に定める備品については、原則として乙が自己の責任と費用で撤去・撤収するものとする。ただし、甲と乙の協議において両者が合意した場合、乙は、甲又は甲が指定するものに対して引き継ぎを行うことができるものとする。

第7章 指定期間満了以前の指定の取り消し

(甲による指定の取消し)

第41条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができるものとする。

(1) 本業務に際し不正行為があったとき。

(2) 甲に対し虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだとき。

(3) 乙が条例、施行規則、その他の関係法令又は本協定内容を履行せず、又はこれらに違反したとき。

(4) 自らの責めに帰すべき事由により乙から本協定締結の解除の申出があったとき。

(5) その他、甲が必要と認めるとき。

2 甲は、前項に基づいて指定の取り消しを行おうとする際には、事前にその旨を乙に通知した上で、次の事項について乙と協議を行わなければならない。

(1) 指定取消の理由

(2) 指定取消の要否

(3) 乙による改善策の提示と指定取消までの猶予期間の設定

(4) その他必要な事項

3 第1項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、乙に損害・損失や増加費用が生じても、甲はその賠償の責めを負わない。

4 第1項の規定により、甲が指定管理者の指定を取り消したときは、乙は、既に受領した指定管理料を甲に返還しなければならない。この場合において、返還の額は甲乙協議して算出するものとする。

(乙による指定の取消しの申出)

第42条 乙は次のいずれかに該当する場合、甲に対して指定の取消しを申し出ることができるものとする。

- (1) 甲が本協定内容を履行せず、又はこれらに違反したとき。
- (2) 甲の責めに帰すべき事由により乙が損害又は損失を被ったとき。
- (3) その他、乙が必要と認めたとき。

2 甲は、前項の申出を受けた場合、乙との協議を経てその処置を決定するものとする。

(不可抗力による指定の取消し)

第43条 甲又は乙は、不可抗力の発生により、本業務の継続等が困難と判断した場合は、相手方に対して指定取消の協議を求めることができるものとする。

2 前項の協議の結果、やむを得ないと判断された場合、甲は指定の取消しを行うものとする。

3 前項の指定の取消しによって乙に発生する損害・損失及び増加費用は、合理性が認められる範囲で甲が負担することを原則として、甲と乙の協議の上、これを定めるものとする。

(指定期間終了時の取り扱い)

第44条 第38条から第40条までの規定は、第41条から第43条のまで規定により本協定が終了した場合に、これを準用する。ただし、甲乙が合意した場合は、この限りでない。

第8章 その他

(権利及び義務の譲渡の禁止)

第45条 乙は、本協定によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、転貸し、担保に供し使用させ、又は継承させてはならない。

(本業務の範囲外の業務)

第46条 乙は、スポーツセンターの設置目的に合致し、かつ本業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、自主事業を実施することができるものとする。

2 乙は、自主事業を実施する場合は、甲に対して事業計画書を提出し、事前に甲の承諾を受けなくてはならない。その際、甲と乙は必要に応じて協議を行うものとする。

3 甲と乙は、自主事業を実施するに当たって、別途の自主事業の実施条件等を定めることができるものとする。

(請求、通知等の様式その他)

第47条 本協定に関する甲乙間の請求、通知、申出、報告、承諾及び解除は、本協定に特別の定めがある場合を除き、書面により行わなければならない。

2 本協定の履行に関して、甲乙間で用いる言語は、日本語とする。

3 本協定の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、本協定に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)の定めるところによる。

(協定の変更)

第48条 本業務に関し、本業務の前提条件や内容が変更したとき、又は特別な事情が生じたときは、甲乙協議の上、本協定の規定を変更することができるものとする。

(解釈)

第49条 甲が本協定の規定に基づき書類の受領、通知若しくは立会いを行い、又は説明若しくは報告を求めたことをもって、甲が乙の責任において行うべき業務の全部又は一部について責任を負担するものと解釈してはならない。

(疑義についての協議)

第50条 本協定の各条項等の解釈について疑義を生じたとき、又は本協定に特別の定めのない事項については、甲と乙の協議の上、これを定めるものとする。

本協定を証するため、本書を2通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

2019年4月1日

甲 宝塚市東洋町1番1号

宝塚市

宝塚市長 中川 智子 印

乙 宝塚市小浜1丁目1番11号

公益財団法人 宝塚市スポーツ振興公社

理事長 砂田 耕二郎 印

別紙1 用語の定義

- (1) 「指定開始日」とは、条例第20条の規定により告示した指定期間の開始日のことをいう。
- (2) 「指定管理料」とは、甲が乙に対して支払う本業務の実施に関する対価のことをいう。
- (3) 「自主事業」とは、乙が自己の責任と費用において実施する業務のことをいう。
- (4) 「事業計画書」とは、スポーツセンターの指定管理者の公募に当たり、乙が提出した事業計画書のことをいう。
- (5) 「年度協定」とは、本協定に基づき、甲と乙が指定期間中に毎年締結する協定のことをいう。
- (6) 「不可抗力」とは、天災（地震、津波、落雷、暴風雨、洪水、異常降雨、土砂崩壊等）、人災（戦争、テロ、暴動等）、法令変更及びその他甲及び乙の責めに帰すことのできない事由をいう。なお、施設利用者数の前記事由以外による増減は、不可抗力に含まないものとする。
- (7) 「法令」とは、すべての法律、法規、条例及び正規の手続きを経て公布された行政機関の規定を言う。
- (8) 「利用料金」とは、管理施設の利用者がその対価として乙に支払う施設利用料のことをいう。

別紙 2

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 乙及びその従事者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取り扱いにあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(管理方法)

第2条 乙は、本業務の実施に関して知り得た個人情報の漏洩、滅失及び毀損等の事故の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 個人情報を外部へ持ち出す場合は、盗難、滅失、又は第三者への漏洩等が生じないよう適切な対策を講じなければならない。

(秘密の保持)

第3条 乙は、施設の管理運営等に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。基本協定終了後も同様とする。

(目的外使用及び第三者への提供の禁止)

第4条 乙は、甲の指示又は承諾がある場合を除き、管理運営等に関して知り得た個人情報を当該管理運営等のため以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写及び複製の制限)

第5条 乙は、甲が提供した個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、乙の業務の円滑な遂行又は正確性確保のため必要があると甲が承認した場合はこの限りでない。

(事故発生時の報告義務)

第6条 乙は、使用業務を遂行する過程で、個人情報の安全管理に関して、事故が発生したときは、当該個人情報の内容が第三者に漏れないよう、適切な応急措置を講じるとともに速やかに甲に報告し、その指示に従い、復旧に務めなければならない。

(個人情報の受け渡し及び搬送)

第7条 甲が提供する個人情報の受け渡しは、直接行うものとする。

2 乙は、個人情報の記録媒体等の搬送について記録媒体種別毎の物理的特性に留意するとともに、搬送中における記録媒体等の散逸、毀損等事故のないよう安全確保に万全の対策を講じなければならない。

(資料の返還等)

第8条 乙は、施設の管理運営等のために甲から提供され、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、管理運営等が満了等した後、遅滞なく甲に返還し、又は引き渡し、若しくは甲の指示により抹消するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(甲の措置)

第9条 甲は、乙が前各条に違反した場合は、情報の提供を中止することができる。

(損害賠償)

第10条 乙が故意又は過失により個人情報を漏洩したときは、乙はそれにより生じた損害を賠償するものとする。

(その他)

第11条 その他、宝塚市が定める個人情報、情報セキュリティ対策を遵守すること。

2 この特記事項に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

別表3 リスクの分担

項目	内容	市	指定管理者
物価等の変動	人件費、物品費、光熱水費等の変動に伴う経費の増		○
	収支計画に多大な影響を及ぼす場合	協議事項※	
需要の変動	利用者の減少、収入減		○
資金調達等	運営上必要な初期投資、資金の確保		○
	指定管理料の支払遅延（市→指定管理者）によって生じたもの	○	
	経費の支払遅延（指定管理者→業者等）によって生じたもの		○
法令の変更	施設等の設置基準の変更により施設等の新設又は改築を要するものなど管理運営に影響を及ぼす法令変更	○	
	管理基準の変更を要する変更	○	
	指定管理者に影響を及ぼす法令変更		○
税制度の変更	指定管理者制度に影響を及ぼす税制変更	○	
	指定管理者に影響を及ぼす税制変更		○
政治、行政的な理由による事業変更	政治、行政的な理由から、施設の管理運営の継続に支障が生じた場合又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事情による経費増加分の負担	○	
運営リスク	施設等の設置上の瑕疵に係る臨時休館等	○	
	施設等の維持管理上の瑕疵に係る臨時休館等		○
	改修、修繕、保守点検等による施設等の一部の利用停止		○
	施設維持管理や業務内容に対する市民及び利用者からの意見及び要望への対応		○
施設、設備等の損傷	施設等の設置上の瑕疵に係るもの	○	
	施設等の維持管理上の瑕疵に係るもの		○
	第三者行為によるもので相手が特定できないもの	協議事項※	

備品や消耗品の 損傷	指定管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		○
	第三者行為によるもので相手が特定できないもの	協議事項※	
予約システムの 損傷・故障・停止	指定管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		○
	予約システムのメンテナンスその他ネットワークのメンテナンスによる長時間の停止	○	
	第三者行為によるもので相手が特定できないもの	協議事項※	
利用者等への損 害 賠償	施設等の設置上の瑕疵に係るもの	○	
	施設等の維持管理上の瑕疵に係るもの		○
	個人情報の漏洩により損害を与えた場合		○
	指定管理者としての注意義務を怠ったことにより損害を与えた場合		○
	上記以外のもの	協議事項※	
書類の誤り	業務仕様書等市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		○
保安	警備の不足による情報漏洩や犯罪の発生		○
指定管理終了時の費用	指定管理期間が終了したとき又は期間の途中において業務を停廃止した場合における指定管理者の撤収費用（原状復帰経費を含む。）		○

令和4年度(2022年度) 公益財団法人 宝塚市スポーツ振興公社 収 支 予 算 書

2022年4月1日から2023年3月31日まで

単 位 : 千 円

科 目			予算額	前年度 当初 予算額	増減	備 考
目	節	区 分				
I 事業活動収支の部						
〔1〕 事業活動収入						
	1	基本財産運用 収 入	110	110	0	
	1	基本財産利息 収 入	110	110	0	基本財産利息収入
	2	特定資産運用 収 入	215	215	0	
	1	特定資産利息 収 入	215	215	0	特定資産利息収入
	3	事 業 収 入	103,875	101,264	2,611	
	1	健康ｽﾎﾟｰﾂ教室等 開催事業収入	103,875	101,264	2,611	健康教室 7,743,000 円 ｽﾎﾟｰﾂ教室 23,650,000 円 水泳教室 41,990,000 円 ﾌｪｼﾞﾝｸﾞｺｰｽ 7,171,000 円 末広ｽﾀｼﾞｱﾑ体育館教室 13,421,000 円 ﾌﾞﾗｲﾊﾞｰｽﾞﾃﾆｽｺｰｽ 9,900,000円
	4	利用料金収入	140,680	147,083	△ 6,403	
	1	ｽﾎﾟｰﾂセンター・末広 体育館等利用料金収入	140,680	147,083	△ 6,403	ｽﾎﾟｰﾂセンター・末広体育館・ｽﾀｼﾞｱﾑ駐車場他利用料金収入
	5	指定管理料収入	84,530	82,416	2,114	
	1	ｽﾎﾟｰﾂセンター・末広 体育館管理運営 収 入	84,530	82,416	2,114	ｽﾎﾟｰﾂセンター・末広体育館管理運営収入

単位：千円

科 目			予算額	前年度 当初 予算額	増減	備 考
目	節	区 分				
	6		1,693	1,693	0	
		1	1,693	1,693	0	市民スポーツ振興事業受託収入 松江市・宝塚市生涯スポーツ交流会、少年スポーツ交流会
	7		700	850	△ 150	
		1	700	850	△ 150	教室参加者負担金
	8		5,003	6,000	△ 997	
		1	0	0	0	
		2	4,853	5,750	△ 897	自動販売機設置販売手数料及びused tennis ball販売代他
		3	150	250	△ 100	V-Balance利用料他
事業活動収入合計 (A)			336,806	339,631	△ 2,825	

科 目		予算額	前年度 当初 予算額	増減	備 考
目 節	区 分				
〔2〕 事業活動支出					
1	林°-センター等管理費 支 出	271,342	279,555	△ 8,213	
2	給料手当支出	64,491	64,660	△ 169	職員7名、嘱託職員1名、再任用職員2名
3	臨時雇賃金支出	11,470	11,000	470	アルバイト職員6名、屋外プールアルバイト
5	福利厚生費支出	14,211	15,075	△ 864	社会保険料他
7	旅費交通費支出	300	300	0	役員等費用弁償・研修旅費他
8	通信運搬費支出	930	994	△ 64	電話代・切手代・Wifi・プロバイダ契約料他
9	消耗什器備品費	0	0	0	
10	消耗品費支出	5,500	5,500	0	事務用他消耗品他
11	修繕費支出	12,000	12,886	△ 886	施設維持補修費・車両点検費他
12	印刷製本費	70	70	0	トレーニング室登録証等印刷代他
13	燃料費支出	120	100	20	車両用燃料費
14	光熱水費支出	43,000	44,000	△ 1,000	電気・ガス水道料金
15	賃借料支出	4,500	5,158	△ 658	印刷機・コピー機他リース代
16	保険料支出	378	378	0	車両保険加入保険料(車3台、バイク1台)及び盗難保険加入保険料
18	租税公課支出	9,017	9,073	△ 56	法人税・消費税及び契約用印紙代
19	負担金支出	641	641	0	行政財産使用料及び公益法人協会費他
20	委託費支出	102,364	108,170	△ 5,806	施設設備等保守管理委託・屋内外J°-運営委託他
21	支払手数料支出	2,300	1,500	800	銀行振込・ホームページ更新維持・登記等手数料他
22	雑支出	50	50	0	各種雑費
管理費支出計 (a)		271,342	279,555	△ 8,213	

単位：千円

科 目			予算額	前年度 当初 予算額	増減	備 考
目	節	区 分				
	2	健康・スポーツ教室 開催事業費支出	56,077	53,946	2,131	
	8	通信運搬費支出	50	50	0	教室講師及び受講者への連絡切手代等
	10	消耗品費支出	800	1,000	△ 200	各種教室用消耗品
	12	印刷製本費支出	160	352	△ 192	パンフレット印刷代
	15	賃借料支出	220	220	0	音楽著作権使用料他
	16	保険料支出	1,000	1,300	△ 300	スポーツ教室行事保険料
	17	諸謝金支出	32,607	30,613	1,994	スポーツ・チャレンジ教室等講師謝礼
	18	租税公課支出	1	1	0	委託契約用印紙代
	20	委託費支出	17,239	19,810	△ 2,571	託児及びリイアウェア・ベリーダンス教室・プレーズダンス講師等 派遣委託費
	21	支払手数料支出	4,000	600	3,400	HP制作・タカアサカデミー・スポーツ・ルカ運営手数料
	3	指導者養成 事業費支出	50	50	0	
	7	旅費交通費支出	20	0	20	実費負担金
	8	通信運搬費支出	10	0	10	郵便等切手代
	10	消耗品費支出	20	0	20	講習会消耗品代
	17	諸謝金支出	0	50	△ 50	
	4	調査研究等 事業費支出	150	150	0	
	7	旅費交通費支出	100	100	0	スポーツ事業調査・研究出張旅費
	10	消耗品費支出	0	0	0	
	19	負担金支出	50	50	0	講習会参加負担金

単位：千円

科目			予算額	前年度 当初 予算額	増減	備考
目	節	区分				
5		スポーツ活動事業費支出	2,321	2,227	94	
	6	会議費支出	100	100	0	公社イベント等賄い費
	10	消耗品費支出	200	200	0	公社イベント等消耗品費
	12	印刷製本費支出	100	100	0	公社イベント等チラシ印刷代
	15	賃借料支出	20	0	20	物品等借り上げ料
	17	諸謝金支出	300	300	0	公社イベント等講師謝金
	18	租税公課支出	1	1	0	委託契約用印紙代
	20	委託費支出	1,600	1,526	74	プロスポーツ選手交流事業及び公社イベント委託費
6		市民スポーツ振興事業費支出	5,173	5,426	△ 253	
	6	会議費支出	150	150	0	宝塚市民大運動会従事者他賄い費
	7	旅費交通費支出	54	54	0	職員出張旅費
	8	通信運搬費支出	30	31	△ 1	市民大会等開催案内切手代他
	10	消耗品費支出	315	363	△ 48	宝塚市民大運動会・市民大会・教室等用消耗品費
	12	印刷製本費支出	100	100	0	賞状印刷代
	15	賃借料支出	80	60	20	物品等借り上げ料
	16	保険料支出	20	20	0	田村麻呂杯行事保険料
	17	諸謝金支出	1,796	1,970	△ 174	宝塚市民大運動会ゲスト及び教室・講習会等講習会等講師謝金
	18	租税公課支出	100	100	0	消費税・委託契約用印紙代
	20	委託費支出	2,088	2,088	0	市民大会等運営業務委託料
	21	支払手数料支出	440	490	△ 50	田村麻呂杯等設営手数料

単位：千円

科 目				予算額	前年度 当初 予算額	増減	備 考
目	節	区 分					
	7		市民ｽｰｽﾞ振興 受託事業費支出	1,693	1,693	0	
		20	委託費支出	1,693	1,693	0	松江市宝塚市スポーツ交流事業運営業務委託料
事業費支出計 (b)				65,464	63,492	1,972	
事業活動支出計 (a)+(b)=(c)				336,806	343,047	△ 6,241	
事業活動収支差額 (A)-(c)=(D)				0	△ 3,416	3,416	

単位：千円

科 目				予算額	予算額	増減	備 考
目	節	区 分					
Ⅱ 投資活動収支の部							
(1) 投資活動収入				0	0	0	
(2) 投資活動支出				0	0	0	
投資活動収支差額(E)				0	0	0	
Ⅲ 財務活動収支の部							
(1) 財務活動収入				0	0	0	
(2) 財務活動支出				0	0	0	
財務活動収支差額(F)				0	0	0	
Ⅳ 予備費支出 (G)				0	0	0	
1 予備費支出				0	0	0	
当期収支差額 (A)-(C)-(E)-(F)-(G)				0	△ 3,416	3,416	
前期繰越収支差額				0	0	0	
決算見込額				0	△ 28,931		
宝塚市よりの補填予定額				0	0		
次期繰越収支差額				0	△ 28,931		
特定資産からの充当予定額				0	△ 28,931		